

佐井村自治創造プラン

～ 住民との協働のむらづくりを目指して～

平成20年 8月

佐 井 村

はじめに

第Ⅰ章 計画の名称と策定の目的・位置付け

- 1. 計画の名称 1
- 2. 計画策定の目的 2

第Ⅱ章 むらづくりの基本方針

- 1. むらの将来像 4
- 2. むらづくりの方針 5

第Ⅲ章 行財政計画

- 1. はじめに 6
- 2. 基本的な考え方 6
- 3. 策定条件 6
- 4. 推計方法 7
- 5. 財政計画 9
- 6. 結果の分析 13

私は、人口減少・少子高齢化・財政状況の悪化、更には、地方分権の推進などを踏まえ、これからの医療・福祉・教育環境の維持など、住民に身近なサービスを将来にわたり持続的に提供していくための手段として、二度にわたる合併協議をしてきました。

これには、村民の皆さんをはじめ、議会のご理解・ご協力を得たにも関わらず、合併を成就することなく現在に至っております。

私は、村長就任以来、合併問題は避けては通れない課題であると認識し、現在も、この気持ちは変わっていません。

しかし、旧合併特例法により行われた平成の大合併からの地方自治体を取り巻く情勢変化などを踏まえ、“今後の佐井村はどうあるべきか”を考え、その一つの道筋として、今後のむらづくりの指針となる「佐井村むらづくり基本条例」を昨年6月に制定したところであります。この条例は、合併するしないに関わらず、村民・議会・行政が、それぞれの責任・役割を果たし、地域づくり・むらづくりを進めていくことが目的であり、将来的に合併したとしても“佐井の地域力”を維持し、行政に過度に頼ることのないような体制づくりができるものと確信しており、今は、その体制づくりの期間であると思っています。

更には、平成17年3月に合併して誕生した「新むつ市」の現在の状況を見てみると、旧町村部には分庁舎が置かれ、ある程度の行政機能は確保されてはいるものの、行財政の効率化に伴う人員縮小が進み、地元消費が落ち込んだ事による地域経済の停滞が見られること、合併による様々な課題が山積し、新市としての一体化の醸成が急がれていること、また、合併して日も浅いことから合併による行財政の効率化が進まず、極めて厳しい財政事情下にあり、赤字解消に苦慮しているなどの事情があります。

この状況を考えた場合、近い将来、佐井村をむつ市が受け入れられる状況にはなく、現時点で合併は、現実的な選択肢ではないように私は考えています。

以上のことから、私は、将来的な合併は否定しませんが、今は、佐井村のむらづくりを推進し、“佐井の地域力”を確立することが当面の課題であると考え、現時点では、佐井村単独での行財政運営をしていくことが最善の策であると考えています。

佐井村の地域創造のため、私をはじめ職員一同全力をあげて様々な課題に積極的に取り組んでいきますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

平成20年8月

佐井村長 太田 健一

第Ⅰ章 計画の名称と策定の目的・位置付け

第Ⅰ章 計画の名称と策定の目的・位置付け

1. 計画の名称

「佐井村自治創造プラン」

～村民との協働のむらづくりを目指して～

2. 計画策定の目的

1) 地方の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や平成12年4月に施行された地方分権一括法による地方へ事務事業の移譲、更には、平成16年度から国の政策による補助金の削減と地方交付税の見直し、税源を地方に移譲する「三位一体の改革」が導入された結果、補助金の削減と地方交付税の見直しが先行し、税源移譲の額より地方交付税等の減少額の方が大きくなっていることから、非常に厳しい財政運営を強いられています。

2) 村の市町村合併の経緯

当村は、旧合併特例法時代の平成15年9月に、むつ下北地域8市町村で構成する「むつ下北地域合併協議会」に参加し、広域合併を推進してきましたが、平成16年5月の大間町の離脱を契機に、北通り3町村での合併を進めるべきだとの声が高まり、同年6月に議会の理解を得られず、広域合併から離脱しました。

その後、住民・議会の意見を総合的に踏まえ、北通り3町村での合併を目指して、大間町へ合併協議の申し入れを行うなどしてきましたが、平成17年4月の住民請求による合併協議会設置の請求を受け、平成17年6月に法定協議会が設置されました。法定協議会では、十数回に及ぶ会議を経て、全ての合併協定項目の協議を終えた時、大間町で合併の是非を問う住民投票が行われ、合併に反対する意見が賛成の数を上回り、その結果、同年5月に法定協議会が解散され、今日に至っています。

3) 村の財政状況

過去に行った大型建設事業のために借り入れた公債費の償還が平成16年度をピークに減少に転じ、平成19年度末の借入金残高は、一般会計で約30億826万円となっており、今後も新たな大規模事業を行わない限り、毎年約2億円のペースで減少していくことが見込まれています。しかし、漁業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業を行っていることにより、下水道事業特別会計では、年々、公債費が増加し、平成19年度末での借入金残高は、約12億7,608万円に達し、一般会計からの繰出金が増加しています。

一方、村税等の自主財源が乏しい当村においては、歳入の大半を地方交付税に

依存している状況から、地方交付税の増減が村財政に与える影響が大きく、国が進めている三位一体の改革により、国庫支出金の縮小や地方交付税の見直しにより、平成13年度以降、非常に厳しい財政運営を強いられてきています。

4) 行財政改革の経緯

村の行政改革は、平成7年度に策定した行政改革大綱に始まり、現在の第4次行政改革大綱までに一定の成果を収めています。更に、平成17年度から平成21年度までの5ヶ年間における「佐井村集中改革プラン」の着実な実行により、平成19年度までの経費節減等の効果額は、約4億2,739万円となっています。

5) 計画策定の理由

村は、住民との協働のむらづくりを推進していくため、平成19年6月に「佐井村むらづくり基本条例」を制定しました。

この条例は、村民・議会・行政の三者が、それぞれの責任・役割を果たし、三者による協働のむらづくりを推進していくことが目的であり、将来的に合併したとしても、地域が他に飲み込まれることなく、“佐井村が佐井村として生き残って行くため”の自治の確立にあります。

そのため、今後も佐井村が単独での行財政運営をしていくため、今後の村づくりのビジョン、その根拠となる財政計画を明確にする必要があることから、本計画を策定します。

6) 計画の位置付け

現在の「第3次佐井村総合計画」は、平成22年度を目標年次とする計画であり、平成21年度には次期計画の策定に取りかかることになり、次期計画には、本計画で示す将来ビジョンを反映させることとします。

また、今後も安定した行財政運営を行っていくためには、総合的な見地から長期的視野に立った財政展望が必要となります。よって、本計画で示す財政計画は、今後の行財政運営をしていく上での指針として位置付けます。

1. むらの将来像

「住民との協働によるむらづくりを目指して」

～ 佐井の地域力の確立 ～

佐井村は、藩政時代にヒバの積出港として、また、蝦夷地渡船の港として栄え、さまざまな異文化との交流を重ねて、今日に至っており、本州最北の小さな村であるにも関わらず、持ち前の精神力と勤勉性で常に斬新な発想を持ちながら、過去においても全国からの視線を集める様々な事業展開をしてきました。

21世紀を迎えた今日、わたしたち村民、議会及び村は、先人が築いてきた歴史と文化を引き継ぎ、村民一人ひとりを大切にし、みんなで協力し合い、助け合う協働のむらづくりを行っていく必要があります。

そのことを考えた時、佐井村には、日露戦争の際、手製の赤十字旗を翻し、ロシア兵を含む多くの負傷兵を治療したという秘話で知られる村出身の医師、故三上剛太郎氏の博愛精神が、村民一人ひとりの心の中で根付いているように思われます。

佐井村は、人口2,600人余りの小さな村です。しかし、小さいからこそ、村民一人ひとりの顔が見え、村民が主役のきめ細やかなむらづくりができます。

このような認識のもとに、わたしたち村民、議会及び村は、顔の見える規模の自治体としての利点を生かし、「佐井村むらづくり基本条例」に掲げる基本理念と目標を共有し、協働のむらづくりを進めていきます。

2. むらづくりの方針

将来像の「住民との協働によるむらづくりを目指して ～佐井の地域力の確立～」の実現のために、以下の4つの方針を設定します。それぞれの分野における具体的な施策は、次期総合計画に反映させることとします。

むらづくりの方針	具体的な取り組み
1. わかりやすい行政と住民参加のむらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○広報広聴機能の強化（住民との対話） ○情報公開の徹底（村の予算・決算の公表） ○住民のアイデアによる地域づくりの推進（住民提案型支援事業の実施） ○行政機構の簡略化（わかりやすい機構の検討）
2. 子どもとお年寄りが安全で安心して暮らせる温かいむらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○大間病院への患者輸送体制の維持 ○へき地診療体制の維持・充実（福浦へき地診療所の改修） ○救急・防災体制の充実強化（消防センター建設、消防車両の更新） ○公共施設へのAEDの設置 ○あすなろ居住棟の活用検討 ○保育所の建設・民営化（子育て支援センター設置、幼児送迎車両の購入） ○予防医療の強化（保健師の住民との関わりの強化） ○少子化対策の充実（就学前児童の医療費助成、妊婦検診無料回数の拡大） ○飲料水の安定供給（長後簡水の佐井地区への統合） ○下水道事業の経営健全化（加入世帯の促進、事業計画の見直し）
3. 豊かな地域資源を活かし自然と共生した産業のむらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○漁家経営の安定化（水産振興基金を活用した資源管理型漁業の展開） ○一次産業と観光産業の連携（ツーリズムの推進） ○農林水産物の未利用資源の商品化（朝市開催などのイベントへの側面支援） ○佐井-青森間新造船の活用（新幹線との連携による誘客戦略、青森市場への水産物の販路拡大） ○道路交通網の整備（長後バイパス・村道福浦川目線の早期完成、臨港道路の整備延長と充実、磯谷・矢越間の狭隘箇所解消） ○漁港整備の維持管理（福浦漁港、牛滝漁港の早期完成）
4. 伝統文化を守り、子どもが夢と希望の持てるむらづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○教育環境施設の充実（佐井中学校校舎・体育館及び運動場の改修、牛滝小中学校校舎及び運動場の改修、福浦小中学校校舎の維持、スクールバスの更新） ○赤十字活動の充実・強化（三上家生家の活用） ○異文化との交流（ALT配置、国際交流活動への参加） ○民俗文化財の保護・伝承

1. はじめに

財政計画は、今後、佐井村が単独の行政運営をしていく上で、将来ビジョン等に位置付けられた施策を実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、将来を展望した長期的視野に立って、限られた財源の中で重点的・効果的な配分を行い、計画的かつ効率的な財政運営を図っていくための指針として策定します。

2. 基本的な考え方

平成12年4月に施行された地方分権一括法による地方への権限移譲、更には、平成16年度からの「三位一体の改革」による地方交付税制度の見直し、国庫補助金等の削減などが行われ、地方自治体を取り巻く環境は、ここ数年で激変しています。

また、「骨太の方針2008」では、これまで以上に、歳出の徹底的な見直しによる効率的な財政運営が求められており、集中改革プランを初めとする行財政改革の着実な実行が求められています。

しかし、これらについては、現時点では不確定的な要素のものも多くあり、国の各諮問会議等における議論の内容を分析して、財政計画に反映させることは困難であることから、本計画では、現在の行財政制度を基本に、現状で推測できる可能な範囲内で策定しています。

なお、本計画では、歳入歳出ともに過大な積算を避けることに留意しながら推計しており、厳しい現況下においても各種交付金・補助金の活用、行財政の効率化に伴う財政効果により、将来的に安定した財政運営が行われるための指針として策定しています。

3. 策定条件

1) 計画期間

平成20年度から平成26年度までの7年を計画期間とします。

【計画期間を7年とする理由】

平成19年度末での佐井診療所医科部門の廃止により、平成20年度から平成25年度までの6年間で、総額2億3,082万7千円の累積不良債務の解消が始まります。この累積不良債務の解消を着実に実行し、後世代への負の遺産の先送りをしないためにも、これが解消される平成25年度までと、解消された翌年度を比較分析するため、計画期間を7年としています。

2) 会計

地方財政の統計で統一的に用いられる普通会計で作成します。

3) 財政関連データの基準値及び参考値

原則として、直近の財政状況を反映させるため、平成19年度決算額を基準値とし、平成20年度決算見込額を参考値として用いています。

4) その他

財政計画は、直接的には普通会計のみを対象としており、特別会計や一部事務組合については、繰出金や補助費等で間接的に考慮しています。

4. 推計方法

原則として、平成20年度決算見込額を基準として推計しています。

項目	推計方法
歳入	
1. 地方税	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村民税、たばこ税は、H20決算見込額に、徴収率の伸び率等を考慮して積算。 ○固定資産税は、H21の評価替を考慮して積算。 ○その他は、H20決算見込額とほぼ同額。
2. 譲与税・交付金等	
地方譲与税	○H20決算見込額に、将来の増減率を考慮して積算。
利子割交付金	○H20決算見込額と同額。
配当割交付金	○H20決算見込額と同額。
株式等譲渡所得割交付金	○H20決算見込額と同額。
地方消費税交付金	○H20決算見込額に、将来の増減率を考慮して積算。
自動車取得税交付金	○H20決算見込額に、将来の増減率を考慮して積算。
地方特例交付金	○H20決算見込額と同額。
3. 地方交付税	
普通交付税	<ul style="list-style-type: none"> ○H20決算見込額を基準として、毎年、前年度比△1.5%で見込み積算。 なお、これは普通交付税の基本部分であり、以下の条件が加味される。 ○事業費補正及び公債費は、H19までの既発債にH20以降の新発債を含めた起債償還額等を考慮して算定。(下北地域広域行政事務組合のアクセス・グリーン及びし尿処理センター施設起債償還分を加算。) ○基準財政収入額は、地方税等の影響を考慮して算定。
特別交付税	○H20は、H19決算額を基準として、△5.0%で算定し、以後、毎年、前年度比△5.0%で算定。
臨時財政対策債	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時財政対策債は、便宜的に地方債から地方交付税に振替えて計上。 ○H20決算見込額を基準として、H21は前年度比△13.6%で算定し、H22以降は見込まない。
4. 国・県支出金	
国庫支出金	<ul style="list-style-type: none"> ○通常分(臨時的経費分を除く)は、H20決算見込額と同額。 ○投資的経費充当分については、普通建設事業計画により計上。
県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ○通常分(臨時的経費分を除く)は、H20決算見込額と同額。 ○投資的経費充当分については、普通建設事業計画により計上。 ○電源立地地域対策交付金事業に係る交付金を計上する。

5. 地方債	<p>○臨時財政対策債は、便宜的に地方債から地方交付税に振替えて計上。</p> <p>○投資的経費充当分については、それぞれの普通建設事業計画を考慮し、事業債別に、国・県支出金等の特定財源を控除した額に充当率を乗じて積算し計上する。</p> <p>○償還方法は、それぞれの事業債別に借入期間及び据置期間を定め、年利1.8～2.1%、元利均等払いで積算。</p>
6. その他	
分担金及び負担金	○H20決算見込額と同額。
使用料及び手数料	○H20決算見込額と同額。
財産収入	○各種基金については、H20決算見込額に毎年元金の増を考慮し、利子を積算し、その他については、H20決算見込額と同額。
寄付金	○見込まない。
繰入金	○財政計画の状況により計上。
繰越金	○財政計画の状況により計上。
諸収入	<p>○通常分については、H20決算見込額と同額。</p> <p>○医療機関貸付分の収入見込額を計上。</p>

歳 出	
1. 人件費	<p>○特別職人件費は、村長については、本給△30%+期末手当△5%、教育長については、本給△20%+期末手当△5%カット、副村長については、不在のままで積算。</p> <p>○議会議員は、報酬△10%+期末手当△5%で、定数については8名のままで積算。</p> <p>○一般職は、本給△2%+期末勤勉手当△3%+役職加算率及び管理職手当凍結で積算。</p> <p>○職員数は、各年度退職者数に対して1名補充（新採用）で積算。</p>
2. 公債費	○H19以前発行分に係る元利償還金は、計画額を計上。H20以降の発行分に係る元利償還金は、地方債借入条件等により加算。
3. 扶助費	○H20決算見込額と同額。
4. 補助費等	<p>○下北地域広域行政事務組合負担金は、計画額を計上。</p> <p>○一部事務組合下北医療センター負担金は、計画額を計上。</p> <p>○その他は、H20決算見込額と同額。</p>
5. 投資的経費	○普通建設事業計画により計上。
6. その他	
物件費	○H20決算見込額に、将来の増減率を考慮して積算。
維持補修費	○H20決算見込額を基準としてH21以降は同額。
積立金	○財政計画の状況により計上。
投資・出資・貸付金	<p>○通常分については、H20決算見込額と同額。</p> <p>○医療機関貸付分は、各年度の貸付額を推計し見込額を計上。</p>
繰出金	<p>○H20決算見込額を基準とする。</p> <p>○介護保険事業特別会計及び国民健康保険特別会計繰出金は、H20決算見込額を基準として、H21以降は1%の伸び率を考慮して積算。</p> <p>○簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計は、計画額を計上。</p> <p>○一部事務組合下北医療センター佐井診療所に係る累積不良債務解消分をH20～H25まで計上</p> <p>○その他は、H20決算見込額と同額。</p>
繰上充用金	○見込まない。

5. 財政計画

1) 概要版

【前期】

(単位：百万円)

区 分	平成19年度 (前年度)	平成20年度 (初年度)	平成21年度 (2年度)	平成22年度 (3年度)
地方税	145.1	144.8	146.8	145.3
譲与税・交付金等	47.7	38.9	39.4	40.0
地方交付税	1,492.4	1,515.2	1,460.6	1,377.4
国・県支出金	364.4	705.5	610.0	308.4
繰入金	24.2	48.8	32.0	32.0
地方債	66.5	90.8	84.0	99.0
その他	444.6	413.8	339.9	301.2
歳入合計	2,584.9	2,957.8	2,712.7	2,303.3
人件費	422.7	383.1	379.2	372.4
うち職員給	265.7	238.4	236.9	216.6
公債費	438.3	432.7	414.4	389.4
扶助費	81.6	85.4	85.4	85.4
義務的経費	942.6	901.2	879.0	847.2
補助費等	382.9	401.9	411.7	421.5
投資的経費	224.8	705.4	540.5	248.5
積立金	61.5	47.3	65.5	15.5
その他	895.4	874.5	787.9	760.5
歳出合計	2,507.2	2,930.3	2,684.6	2,293.2
単年度収支	77.7	27.5	28.1	10.1

【基金の推移】

財政調整基金	63.9	87.1	137.1	137.1
減債基金	68.1	94.9	108.7	122.7
その他特定目的基金	644.6	654.2	660.5	666.8
合計額	776.6	836.2	906.3	926.6

【職員数の推移】

普通会計部門	50人	46人	47人	45人
公営企業会計等部門	8人	9人	9人	9人
総職員数	58人	55人	56人	54人

【後期】

(単位：百万円)

区 分	平成23年度 (4年度)	平成24年度 (5年度)	平成25年度 (6年度)	平成26年度 (7年度)
地方税	143.7	142.2	140.6	139.0
譲与税・交付金等	40.5	39.4	40.0	41.1
地方交付税	1,349.5	1,324.5	1,298.0	1,268.5
国・県支出金	403.8	313.8	275.8	299.3
繰入金	52.1	122.0	92.0	62.1
地方債	122.9	50.5	45.7	45.7
その他	252.3	210.1	172.1	137.6
歳入合計	2,364.8	2,202.5	2,064.2	1,993.3
人件費	364.8	357.4	339.6	322.5
うち職員給	205.8	187.9	169.7	152.3
公債費	375.0	359.3	334.3	307.7
扶助費	85.4	85.4	85.4	85.4
義務的経費	825.2	802.1	759.3	715.6
補助費等	431.3	441.2	441.2	450.9
投資的経費	373.9	258.5	217.9	247.9
積立金	15.5	15.5	15.5	15.5
その他	713.3	675.8	623.9	562.3
歳出合計	2,359.2	2,193.1	2,057.8	1,992.2
単年度収支	5.6	9.4	6.4	1.1

【基金の推移】

財政調整基金	127.1	87.1	67.1	57.1
減債基金	117.8	70.5	35.2	18.5
その他特定目的基金	673.1	679.4	685.7	692.0
合計額	918.0	837.0	788.0	767.6

【職員数の推移】

普通会計部門	45人	44人	43人	42人
公営企業会計等部門	9人	9人	9人	9人
総職員数	54人	53人	52人	51人

2) 詳細版

(1) 歳入

(単位:千円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比	実績(見込)額	前年度比
市町村税	145,078	9.9	144,811	▲0.2	146,837	1.4	145,292	▲1.1	143,731	▲1.1	142,160	▲1.1	140,572	▲1.1	138,968	▲1.1
地方譲与税	13,906	▲55.4	13,548	▲2.6	13,751	1.5	13,957	1.5	14,167	1.5	13,751	▲2.9	13,957	1.5	14,379	3.0
利子割交付金	613	23.1	602	▲1.8	602	0.0	602	0.0	602	0.0	602	0.0	602	0.0	602	0.0
配当割交付金	326	26.8	197	▲39.6	197	0.0	197	0.0	197	0.0	197	0.0	197	0.0	197	0.0
株式等譲渡所得割交付金	128	▲25.1	99	▲22.7	99	0.0	99	0.0	99	0.0	99	0.0	99	0.0	99	0.0
地方消費税交付金	26,579	▲4.6	19,277	▲27.5	19,566	1.5	19,859	1.5	20,157	1.5	19,566	▲2.9	19,859	1.5	20,459	3.0
ゴルフ場利用税交付金																
特別地方消費税交付金																
自動車取得税交付金	4,996	▲6.3	3,643	▲27.1	3,698	1.5	3,753	1.5	3,809	1.5	3,698	▲2.9	3,753	1.5	3,866	3.0
地方特例交付金	1,190	▲54.7	1,512	27.1	1,512	0.0	1,512	0.0	1,512	0.0	1,512	0.0	1,512	0.0	1,512	0.0
地方交付税	1,492,411	2.9	1,515,245	1.5	1,460,649	▲3.6	1,377,419	▲5.7	1,349,473	▲2.0	1,324,528	▲1.8	1,297,961	▲2.0	1,268,495	▲2.3
普通交付税	1,267,407	4.3	1,302,556	2.8	1,265,425	▲2.9	1,257,126	▲0.7	1,235,195	▲1.7	1,215,963	▲1.6	1,194,825	▲1.7	1,170,515	▲2.0
特別交付税	140,304	▲0.7	133,289	▲5.0	126,624	▲5.0	120,293	▲5.0	114,278	▲5.0	108,565	▲5.0	103,136	▲5.0	97,980	▲5.0
臨時財政対策債	84,700	▲9.3	79,400	▲6.3	68,600	▲13.6										
(普通交付税+臨時財政対策債)	1,352,107	3.3	1,381,956	2.2	1,334,025	▲3.5	1,257,126	▲5.8	1,235,195	▲1.7	1,215,963	▲1.6	1,194,825	▲1.7	1,170,515	▲2.0
交通安全対策特別交付金																
国有提供施設等交付金																
(一般財源計)	1,685,227	2.2	1,698,934	0.8	1,646,911	▲3.1	1,562,690	▲5.1	1,533,747	▲1.9	1,506,113	▲1.8	1,478,512	▲1.8	1,448,577	▲2.0
分担金・負担金	517	444.2	75	▲85.5	75	0.0	75	0.0	75	0.0	75	0.0	75	0.0	75	0.0
使用料・手数料	21,684	▲0.1	21,686	0.0	21,686	0.0	21,686	0.0	21,686	0.0	21,686	0.0	21,686	0.0	21,686	0.0
国庫支出金	176,727	36.9	132,558	▲25.0	110,894	▲16.3	110,894	0.0	117,114	5.6	130,894	11.8	130,894	0.0	130,894	0.0
県支出金	187,630	13.1	572,928	205.3	499,073	▲12.9	197,516	▲60.4	286,657	45.1	182,892	▲36.2	144,953	▲20.7	168,453	16.2
財産収入	21,472	69.5	9,692	▲54.9	9,780	0.9	9,857	0.8	9,934	0.8	10,011	0.8	10,088	0.8	10,165	0.8
寄附金	7	▲96.4	0	▲100.0	0	#DIV/0!										
繰入金	24,217	▲6.3	48,838	101.7	32,043	▲34.4	32,043	0.0	52,043	62.4	122,043	134.5	92,043	▲24.6	62,043	▲32.6
うち基金取崩額	10,000	▲50.0	16,795	68.0	0	▲100.0	0	#DIV/0!	20,000	#DIV/0!	90,000	350.0	60,000	▲33.3	30,000	▲50.0
繰越金	54,866	122.1	36,804	▲32.9	13,731	▲62.7	14,042	2.3	5,078	▲63.8	2,784	▲45.2	4,702	68.9	3,200	▲31.9
諸収入	346,011	19.2	345,494	▲0.1	294,538	▲14.7	255,538	▲13.2	215,538	▲15.7	175,538	▲18.6	135,538	▲22.8	102,538	▲24.3
地方債	66,500	▲15.2	90,800	36.5	84,000	▲7.5	99,000	17.9	122,900	24.1	50,500	▲58.9	45,700	▲9.5	45,700	0.0
歳入総額	2,584,858	7.8	2,957,809	14.4	2,712,731	▲8.3	2,303,341	▲15.1	2,364,772	2.7	2,202,536	▲6.9	2,064,191	▲6.3	1,993,331	▲3.4

(2) 歳出

(単位:千円、%)

区 分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	実績額	前年度比	実績(見込)額	前年度比												
人件費	422,743	▲2.9	383,115	▲9.4	379,208	▲1.0	372,354	▲1.8	364,827	▲2.0	357,364	▲2.0	339,562	▲5.0	322,487	▲5.0
うち職員給	265,720	0.1	238,366	▲10.3	236,872	▲0.6	216,622	▲8.5	205,787	▲5.0	187,901	▲8.7	169,744	▲9.7	152,310	▲10.3
扶助費	81,573	1.5	85,372	4.7	85,372	0.0	85,372	0.0	85,372	0.0	85,372	0.0	85,372	0.0	85,372	0.0
うち市町村単独分	22,956	1.6	25,370	10.5	25,370	0.0	25,370	0.0	25,370	0.0	25,370	0.0	25,370	0.0	25,370	0.0
公債費	438,334	3.3	432,727	▲1.3	414,374	▲4.2	389,424	▲6.0	375,008	▲3.7	359,304	▲4.2	334,284	▲7.0	307,655	▲8.0
うち元利償還金	435,081	3.2	429,474	▲1.3	411,121	▲4.3	386,171	▲6.1	371,755	▲3.7	356,051	▲4.2	331,031	▲7.0	304,402	▲8.0
物件費	299,717	10.0	275,980	▲7.9	256,579	▲7.0	280,499	9.3	279,429	▲0.4	278,369	▲0.4	277,318	▲0.4	276,276	▲0.4
維持補修費	11,317	▲1.9	12,852	13.6	10,415	▲19.0	10,415	0.0	10,415	0.0	10,415	0.0	10,415	0.0	10,415	0.0
補助費等	382,913	24.3	401,873	5.0	411,686	2.4	421,506	2.4	431,335	2.3	441,172	2.3	441,017	0.0	450,871	2.2
うち一組負担金	206,572	3.3	234,321	13.4	244,134	4.2	253,954	4.0	263,783	3.9	273,620	3.7	283,465	3.6	293,319	3.5
積立金	61,494	36.3	47,319	▲23.1	65,469	38.4	15,469	▲76.4	15,469	0.0	15,469	0.0	15,469	0.0	15,489	0.1
投資・出資・貸付金	287,220	22.4	300,447	4.6	260,325	▲13.4	220,205	▲15.4	180,085	▲18.2	139,967	▲22.3	99,850	▲28.7	69,734	▲30.2
繰出金	269,092	13.9	285,284	6.0	260,769	▲8.6	249,456	▲4.3	243,397	▲2.4	247,200	1.6	236,603	▲4.3	206,006	▲12.9
前年度繰上充用金																
普通建設事業費	224,809	▲15.4	705,378	213.8	540,450	▲23.4	248,484	▲54.0	373,866	50.5	258,500	▲30.9	217,900	▲15.7	247,900	13.8
うち補助事業費	152,660	▲13.3	206,121	35.0	160,750	▲22.0	160,750	0.0	173,190	7.7	200,750	15.9	200,000	▲0.4	200,000	0.0
うち単独事業費	50,899	▲15.7	463,007	809.7	331,967	▲28.3	40,001	▲88.0	124,161	210.4	40,067	▲67.7	5,067	▲87.4	35,067	592.1
うち県営事業負担金	21,250	▲27.4	36,250	70.6	47,733	31.7	47,733	0.0	76,515	60.3	17,683	▲76.9	12,833	▲27.4	12,833	0.0
その他の投資的経費	28,013	皆増														
歳出総額	2,507,225	8.4	2,930,347	16.9	2,684,647	▲8.4	2,293,184	▲14.6	2,359,203	2.9	2,193,132	▲7.0	2,057,790	▲6.2	1,992,205	▲3.2

歳入歳出差引額(実質収支額)	77,633	▲8.4	27,462	▲64.6	28,084	2.3	10,157	▲63.8	5,569	▲45.2	9,404	68.9	6,401	▲31.9	1,126	▲82.4
標準財政規模	1,463,651	3.2	1,511,710	3.3	1,473,235	▲2.5	1,459,242	▲0.9	1,432,098	▲1.9	1,407,872	▲1.7	1,381,952	▲1.8	1,353,058	▲2.1
実質収支比率	4.8		1.8		1.9		0.7		0.4		0.7		0.5		0.1	

財政調整基金	63,879	104.5	87,084	36.3	137,084	57.4	137,084	0.0	127,084	▲7.3	87,084	▲31.5	67,084	▲23.0	57,084	▲14.9
減債基金	68,105	79.3	94,910	39.4	108,641	14.5	122,683	12.9	117,762	▲4.0	70,547	▲40.1	35,249	▲50.0	18,450	▲47.7
その他特定目的金	644,610	1.5	654,222	1.5	660,527	1.0	666,828	1.0	673,129	0.9	679,430	0.9	685,731	0.9	692,032	0.9
合計額	776,594	10.3	836,216	7.7	906,252	8.4	926,595	2.2	917,975	▲0.9	837,061	▲8.8	788,064	▲5.9	767,566	▲2.6

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減	職員数	増減
普通会計部門の職員数	50人	△2人	46人	△4人	47人	1人	45人	△2人	45人	0人	44人	△1人	43人	△1人	42人	△1人
公営企業会計等の職員数	8人	1人	9人	1人	9人	0人	9人	0人	9人	0人	9人	0人	9人	0人	9人	0人
総職員数	58人	△1人	55人	△3人	56人	1人	54人	△2人	54人	0人	53人	△1人	52人	△1人	51人	△1人

※職員数は各年度の4月1日現在の在籍数

6. 結果の分析

中央では、「いざなぎ景気」を上回る長期にわたる景気回復を受け、設備投資や消費が堅調な伸びを見せている中で、当地域では、今ひとつ景気回復を実感できず、加えて、昨今の原油高騰による影響を受け、地域経済が停滞している状況にあり、これらの影響を受けて税収の減少、地方交付税の伸びが見込めず、財源確保が困難な状況にあります。

このような中において、集中改革プランをはじめとする様々な行財政改革を行い、特別職及び職員の人件費の削減、投資的経費、物件費等の抑制を行ってはいるものの、新たな財政需要が生じるなどして、歳出構造の硬直化が進み、極めて厳しい財政環境が続いています。

しかしながら、平成16年度の「三位一体の改革」以降続いていた地方交付税の減少も、昨年の「新型交付税」の導入、本年度は「地域再生対策費」の導入により、7年ぶりに前年度より増となるなどのプラス要素もあります。

本財政計画の内容を分析すると、平成23年度までは、それほど基金に頼らない比較的安定した財政運営が可能ですが、平成24年度以降は、平成21年度で廃止される臨時財政対策債、更には、大間原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金が平成23年度で交付を終えることから、利便性向上事業として各施設職員の人件費に充当していた経費を一般財源で対応することとなるため、多額の基金の取り崩しを余儀なくされる極めて厳しい財政運営となります。

しかし、平成25年度で佐井診療所に係る累積不良債務の解消が終わることから、平成26年度からは実質収支の規模は低いものの、それほど、基金に頼らなくてもよい財政運営を継続していくことが可能とされます。

結果として言えることは、非常に厳しい財政運営を強いられる平成24～25年度に備え、比較的安定した財政運営が可能である平成23年度までに、徹底した歳出構造の見直しを行い、安定した財政基盤を確立することが緊急の課題としてあるということです。